

障第790号
令和8年9月7日

各指定障害児入所施設の管理者
各指定障害児通所支援事業所の管理者
(岐阜市所管の事業所等を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の適切な運用及び点検整備について

日頃は、県障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、こども家庭庁及び文部科学省から別添のとおり事務連絡がありました。

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（以下「安全装置」という。）は、関係府省令等により、令和5年4月1日から装備が義務付けられているところ、安全装置は「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日付け、以下「ガイドライン」という。）に取りまとめられた要件等に沿って機能することが求められますが、これまで安全装置の不適切な運用による置き去り事故が発生しています。

また、こども家庭庁が公益財団法人日本自動車輸送技術協会に委託して実施している安全装置の現地調査において、施設・事業所における安全装置の点検整備が実施されず、故障に気づけなかった事例も確認されています。

置き去り事故が発生した場合に、安全装置がこどもの命を守るセーフティネットの役割を果たすためには、ガイドラインに沿った適切な運用と、定期的な点検整備が重要です。

各施設・事業所におかれましては、別添事務連絡を参照の上、安全装置が適切に運用されているかを今一度見直し、定期的な点検整備を実施いただくようお願いいたします。

併せて、安全装置の仕様は様々であり、点検整備に当たっては、安全装置メーカーから提供されている点検整備の際に確認すべき場所、確認方法等を示した文書を確認し、安全装置の仕様に応じた点検整備に努めていただくようお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 田	担 当	永田・渡邊
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		